

青少年を健全育成する団体に関する補助金交付要綱

平成 21 年 3 月 23 日

(目的)

第 1 条 この要綱は、青少年の健全育成の事業を行う団体にその経費の一部を補助することにより、青少年の健全育成の推進に寄与することを目的とする。

(補助対象団体)

第 2 条 補助の対象となる団体は、次のいずれかに該当する団体とする。

- (1) 高砂市子ども会育成会連絡協議会
- (2) 日本ボーイスカウト高砂第 2 団
- (3) ガールスカウト兵庫県第 71 団
- (4) 高砂市教育委員会の認証団体
- (5) その他教育委員会が適当と認める団体

(補助対象事業)

第 3 条 補助の対象となる事業は青少年の健全育成に関する事業とする。

(補助)

第 4 条 市長は、毎年度予算の範囲内で第 2 条の団体に対して行うものとする。

(補助金の額)

第 5 条 補助金の額は、次の表に定めるとおりとする。

団 体 区 分	補 助 金 の 額
高砂市子ども会育成会連絡協議会	500,000円
日本ボーイスカウト高砂第 2 団	35,000円
ガールスカウト兵庫県第 71 団	35,000円

(申請)

第 6 条 補助を受けようとする団体は、高砂市各種事業等補助金交付規則（昭和 47 年高砂市規則第 16 号）に定める補助金交付申請書に次に掲げる書類を添付して、市長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 予算書
- (3) 会員名簿又は役員名簿

(決定)

第 7 条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助の適否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定による決定をしたときは、高砂市各種事業等補助金交付規則の補助金交付決定通知書により、当該団体に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 補助金の交付を受けた団体は、事業終了後、速やかに高砂市各種事業等補助金交付規則に定める実績報告書に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施報告書
- (2) 決算書

(請求)

第9条 補助金の交付の決定を受けた団体は、補助金の交付を受けようとするときは、高砂市各種事業等補助金交付規則に定める補助金交付請求書を市長に提出しなければならない。

(交付)

第10条 補助金は、前条の規定による請求があった後、速やかに交付するものとする。

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関しては、高砂市各種事業補助金等交付規則の定めるところによる。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。